

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【会社名】	栄研化学株式会社
【英訳名】	EIKEN CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 寺本 哲也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7 (平成20年7月1日から本店所在地 東京都文京区本郷一丁目33番8号が上記のように移転しております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 栄研化学株式会社 大阪営業所 (大阪府大阪市中央区安土町三丁目3番9号)

(注) 上記の大阪営業所は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長寺本哲也は、当社の第71期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。